

議長		副議長		局長		補佐		係長		係員	
----	--	-----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和 7年 11月 2/ 日

多賀城市議会議長 殿

会派名 日本共産党多賀城市議団

代表者名 中田 定行



### 調査研究報告書

このことについて、下記のとおり調査を実施したので、概要を報告します。

記

#### 1 調査者名 (参加者)

- (1) 代表 中田 定行 ..... (5) ..... (印)
- (2) 峪 道子 ..... (6) ..... (印)
- (3) 伊藤 真弓 ..... (7) ..... (印)
- (4) ..... (8) ..... (印)

#### 2 調査研究の概要

調査期間：令和 7年 10月 30日 (木) ~ 令和 7年 10月 31日 (金)

調査目的：東京都杉並区、埼玉県蕨市の行政視察

調査手法：視察調査

行程：添付行程表のとおり

調査先及び調査事項

調査日時	調査先	調査事項及び現地視察の有無
30日 (木) 13時半~15時	東京都 杉並区議会	① 対話の行政 (児童館建設関係、子どもの居場所づくり基本方針) について ② 家賃補助制度について
31日 (金) 9時半~11時	埼玉県 蕨市議会	① 高齢者の補聴器購入費補助について

調査資料：添付調査先作成資料の通り

#### 3 調査の概要 別紙の通り

#### 4 所感 (今後の姿勢に資する点) 別紙の通り



宮城県多賀城市議会 会派行政視察 行程表

<調査研究用>

会派名「日本共産党多賀城市議団」

■日程:令和7年10月30日(木)～31日(金)

日程	行程
<p>&lt;1日目&gt; 10月30日(木)</p>	<p>09:07多賀城駅発(JR仙石線)→09:29着仙台発9:41(JR新幹線)→11:48着東京発11:58(JR中央線) →12:20阿佐ヶ谷駅 昼食→(徒歩) 13:30杉並区議会【視察調査】15:00まで 16:23阿佐ヶ谷駅発(JR中央総武線・メトロ・埼玉高速鉄道)→17:29浦和美園駅→17:40ホテル(徒歩)</p> <p>■宿泊:東横INN浦和美園駅東口(埼玉県さいたま市緑区美園4-7) ☎048-812-2045</p> <p>■:視察調査 杉並区議会 ①対話の行政(児童館建設関係、子どもの居場所づくり基本方針)について ②家賃補助制度について</p>
<p>&lt;2日目&gt; 10月31日(金)</p>	<p>08:00ホテル発(徒歩)→浦和美園駅08:12発(埼玉高速鉄道・JR武蔵野線・JR京浜東北線)→08:43蕨駅着 (徒歩)09:00蕨市役所 09:30【視察調査】11:00まで→(徒歩)11:30蕨駅着 昼食 12:32蕨駅(JR京浜東北・根岸線)→12:47着大宮発13:01(JR新幹線)→14:37着仙台発14:49 (JR仙石線)→15:12多賀城駅着</p> <p>■:視察調査 蕨市議会 ①高齢者の補聴器購入費補助について</p>

### 3-1 杉並区 調査の概要

#### ① 対話の区政について

岸本区長が令和 4 年 7 月に就任して以降、区では区長公約に基づき「対話による区政」を推進している。区民との対話を通じて、区民に区政の現状や課題を共有し、共に検討し施策のアイデア等を作り上げていくことで、区民のための区政の実現を目指す

(1) 杉並区の「子どもの居場所」とは、具体的にどんなものをいうのか

策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」では、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンラインを含む）全般を指す。子どもの意見聴取から、児童館や子ども・子ども子育てプラザなどの子ども専用施設のほか、公園や集会施設などの一般区民施設についても居場所となっていることを確認した。

(2) 児童館の再編計画を一旦休止した理由は何か

学校になじめない子どもの対応、事前の意見聴取や計画策定のプロセスへの住民参加が不十分でなはいか、児童館は存続すべきである等の意見に加え、当事者である子どもたちからも児童館を残してほしいと言った意見があり、計画を一旦休止しこれまでの計画を検証することとした。

(3) 区民の反応はどうだったか

子どもへの意見聴取他、子ども・子育て会議、青少年問題協議会などの会議体など、子どもの居場所に関わる多岐にわたる意見聴取をした。

(4) 子どもの意見は具体的に計画に反映されたのか

子どもアンケートの結果、中高校生世代の「居場所が欲しいが、そのような場所が無い」との回答を踏まえ、中高校生の居場所として、中高校生機能優先館の整備を検討することにした。

※「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」資料【別紙】

#### ② 家賃補助制度及び転居費用助成制度について

住宅に困窮する低所得者が地域で安定した生活を送れるよう、区営住宅の提供を行っているが、区営住宅への入居を希望する区民が多く、希望者すべてが入居できる状況にない。また、家賃負担の軽減や住環境の改善のために転居を希望しても、転居に要する初期費用を準備できず、転居できない区民が一定数存在する一方、民間賃貸住宅の空き部屋等は増えていることから、杉並区実行計画に定めたとおり、家賃補助制度を創設するとともに、合わせて転居費用助成制度を創設した。

## ※家賃補助制度及び転居費用助成制度について 資料【別紙】

### 4-1 考察

就任3年目を迎えた岸本聡子区長のもと、「対話の区政」を区政全体で進める取り組みについて、子どもの居場所づくりと家賃助成制度を中心に話を伺いました。

児童館の再編整備計画では、区民や子どもたちの意見を聴き、一旦休止して検証を実施。その結果、「児童館ならではの特性」の重要性が確認され、再編を見直して充実へと舵を切り、多くの区民から賛成の意見が寄せられました。要望が多かった中高生の居場所づくりとしては、区内1ヶ所にある既存施設に「中高生機能優先館」を設置し、コミュニティラウンジやバスケットコート、楽器のある音楽室などを整備。加えて、各児童館に子どもが主体となる特色ある活動が展開されているそうです。

家賃助成制度は、区営住宅に入れない区民への支援として、職員と区民の対話から生まれた新しい制度。利用した区民からは暮らしの助けになったと感謝の言葉が寄せられたと報告されていました。政策形成の過程を全て公開し、子どもから高齢者までの区民の声を丁寧に反映する姿勢が、行政への信頼や職員のやりがいにつながっていました。区政参加のための対話、意見や討議内容のホームページ上の公表、質問に対する回答の掲載、参加者への個別の共有など、そのまま多賀城市政に生かしていけるものと思います。

家賃補助制度及び転居費用助成制度について、「住まいは人権」の考えのもと、多賀城市としても導入できるかどうか検討したいと思います。

### 3-2 蕨市 調査の概要

#### (1) 蕨市の概要

江戸時代には宿場町として発展し、その後織物の産地としても栄え、「成人式発祥の地」としても知られています。

さいたま市や川口市、戸田市に隣接し、面積 5.11 km<sup>2</sup> (多賀城市の約 4 分の 1) に、東京のベッドタウンとして人口が急増、現在、人口密度が日本一高い超過密都市になっています。

(人口 77,183 人、人口密度 15,104 人)

5 期目の頼高英雄市長の掲げるマニフェストには、物価高騰から暮らしを守る、高齢者が元気で長生きできるまちを目指しています。

#### (2) 高齢者補聴器助成

聴覚障害の対象とならない中等度難聴の 65 歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入費の一部 (4 万円限度) を助成します。

国の認知症施策大綱の中でも、難聴について認知症の危険因子の一つとされたことから、2023 年の市長選の頼高市長のマニフェストの一つとして掲げ、高齢者の補聴器購入費の補助は昨年度から実施されました。

昨年度の実績は、助成件数 95 件、約 370 万円です。

#### 【資料別紙】

### 4-2 考察

蕨市では、昨年度から補聴器購入費の助成が始まりました。きっかけは、市民からの署名等の要望や市議会での質問、難聴が認知症の危険因子の一つと医学的に認知され、国の認知症施策推進大綱で予防を進めると示されたこと、そして 2023 年市長選の頼高市長のマニフェストに掲げられたことです。聴覚障害の対象とならない中等度難聴の 65 歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入費の一部 (4 万円限度) を助成しています。

担当課が予想しなかったことが起こりました。それは、身体障害者手帳の聴覚障害に該当し、助成対象になった方が前年度の 3 倍に増えたことでした。これは、助成制度ができたことにより、医療機関で耳鼻科を受診したところ、高齢者「中等度難聴」でなく、より重い聴覚障害と診断され、障害者手帳を申請するなど、高齢者の聴覚障害の実態が、想像以上に深刻であることが浮かび上がりました。

自治体本来の仕事は、「住民の福祉の増進を図ること」(地方自治法第 1 条) です。助成制度を作ることで、医療機関で耳鼻科を受診していただき、高齢者が自分の聴覚機能の実態を知る機会となります。助成制度で購入する人が増え、高齢者の認知機能の低下や閉じこもりを予防し、積極的な社会参加を促します。ぜひ多賀城市で蕨市のように高齢者の補聴器購入費の助成を始めるよう、党として要望していきたいと思います。



杉並区

都市整備部住宅課 管理係長

砂川 忠

SUNAGAWA TADASHI

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL: 03-3312-2111 内線3532  
FAX: 03-5307-0689  
E-mail: sunagawa-tadashi@city.suginami.lg.jp

みどり豊かな  
住まいのみやこ



杉並区公式アニメキャラクター  
「なみすけ」



杉並区

都市整備部住宅課 管理係主査

北村 麻子

KITAMURA ASAKO

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL: 03-3312-2111 内線3533  
FAX: 03-5307-0689  
E-mail: kitamura-asako@city.suginami.lg.jp

みどり豊かな  
住まいのみやこ



杉並区公式アニメキャラクター  
「なみすけ」



杉並区

政策経営部参事

政策経営部企画課長 事務取扱

福本 弘

FUKUMOTO HIROSHI

杉並区役所  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL: 03-3312-2111 内線1411 FAX: 03-3312-9912  
Email: fukumoto-hiroshi@city.suginami.lg.jp

みどり豊かな  
住まいのみやこ



杉並区公式アニメキャラクター  
「なみすけ」



杉並区

都市整備部住宅課長

佐藤 浩

SATO HIROSHI

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL: 03-3312-2111 内線3531  
FAX: 03-5307-0689  
E-mail: sato-hiroshi@city.suginami.lg.jp

みどり豊かな  
住まいのみやこ



杉並区公式アニメキャラクター  
「なみすけ」



健康福祉部  
健康長寿課  
課長

加藤 晶大

Kato Akihiro

蕨市役所

〒335-8501  
埼玉県蕨市中央5丁目14番15号  
TEL 048-433-7835 (直通)  
FAX 048-445-1233  
E-mail kaigo@city.warabi.saitama.jp



杉並区

政策経営部企画課  
企画調整担当係長(課長代理)

秋間 美奈

AKIMA MINA

杉並区役所  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL: 03-3312-2111 内線1414 FAX: 03-3312-9912  
Email: akima-mina@city.suginami.lg.jp

みどり豊かな  
住まいのみやこ



杉並区公式アニメキャラクター  
「なみすけ」



杉並区

子ども家庭部 児童青少年課長

兼務 子どもの居場所づくり担当課長  
兼務 教育委員会事務局副参事(子どもの居場所づくり担当)

有吉 俊輔

ARIYOSHI SHUNSUKE

杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並)内  
〒167-0051 杉並区荻窪1-56-3  
TEL: 03-3393-4760 FAX: 03-3393-4714  
E-mail ARIYOSHI-SHUN@city.suginami.lg.jp

みどり豊かな  
住まいのみやこ



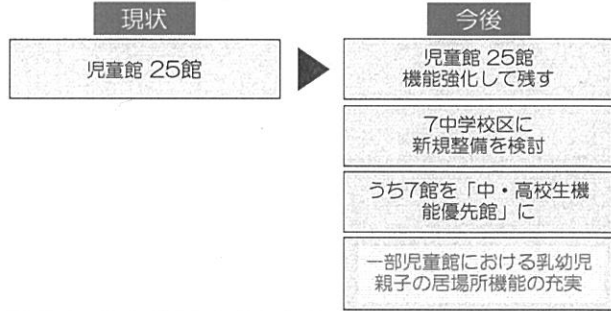
杉並区公式アニメキャラクター  
「なみすけ」

(1) 子どもの成長過程に応じた居場所づくり

すべての子どもを対象にした居場所

児童館

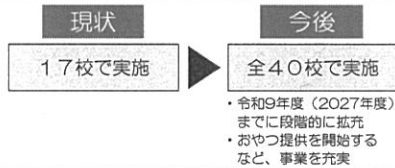
- これまでの児童館再編の考え方を見直し、児童館を存置又は整備していきます。
- 今ある25の児童館をすべて残し、児童館の機能・役割を強化します。
- 現時点で中学校区に児童館が無い地域（7中学校区）では、今後、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備を検討します。
- 児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所の充実を図ります。
- 近隣に子ども・子育てプラザがない区西部の児童館2館で日曜日開館を実施し、乳幼児親子の居場所の充実を図ります。



小学生の居場所 (主な取組項目)

放課後等居場所事業

- 令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校に段階的に拡充していきます。
- 令和9年度（2027年度）の全校実施に合わせ、諸室の利用拡大や、新たにおやつを提供を開始するなど、事業の充実を図ります。



校庭開放（遊びと憩いの場事業）

- これまで、小学校内で放課後等居場所事業が実施された際は、日曜日・祝日の校庭開放を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもや地域の声を踏まえ、今後は、放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続していきます。
- 現在校庭開放を実施していない学校では、地域の実情等を踏まえ、実施方法を検討します。
- 校庭開放を実施している日時を区公式ホームページに掲載するなど、情報発信の強化を図ります。



学童クラブ

- 通所の安全面等を考慮し、引き続き、小学校内又は小学校近接地への整備を検討します。
- 放課後等居場所事業の拡充により、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校に整うことから、令和9年度（2027年度）から、利用対象を見直します。（原則1～3年生及び障害等のある児童）
- 学童クラブ大規模化の課題を踏まえ、150人程度を目安として、その規模を超える場合は、2クラブ相当の職員配置をするなど運営面での充実を図ります。



乳幼児の居場所 (主な取組項目)

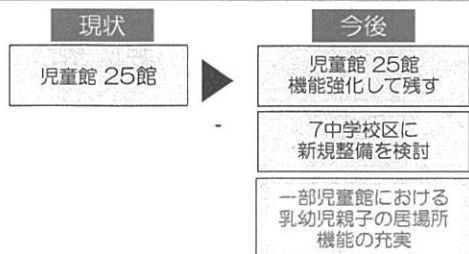
子ども・子育てプラザ

- 地域の子育て支援拠点として、乳幼児が遊びや体験に触れることができるイベントや保護者の子育てを支援するための講座・講習を充実していきます。
- また、必要な子育て支援サービスにつなぐ利用者支援事業の充実を図ります。



ゆうキッズ事業（児童館）

- 存置又は整備する児童館において、これまで実施してきた乳幼児親子向け事業（ゆうキッズ事業）を継続して実施していきます。
- 子ども・子育てプラザで培ったノウハウを取り入れ、乳幼児親子向けプログラムの充実を図ります。
- 近隣に子ども・子育てプラザがない区西部の児童館2館で日曜日開館を実施し、乳幼児親子の居場所の充実を図ります。



(2) 公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

＜基本的な考え方＞

- 子どもが選択可能な多様な居場所を地域に増やしていくためには、子ども対象施設だけではなく、公園、図書館、集会施設、スポーツ施設といった既存の地域資源を活用する視点が必要不可欠です。
- 今回の意見聴取では、ボール遊びができる公園やスポーツ施設を求める声が多くあったほか、中・高校生を中心に、自習できるスペースの充実を求める意見が多く寄せられました。
- 今後、子どもの居場所の一翼を担っている公園等の施設において、今回多く見られた子どもの意見を聞きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

<p><b>公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎旧杉並第八小学校跡地への屋内球戯場の整備</li> <li>◎球戯場の設置に向けた検討</li> <li>◎公園の利用ルールの見直し</li> <li>◎子どもプレーパーク事業の拡充</li> </ul>	<p><b>図書館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎自習スペースの拡充</li> <li>◎多目的ホールを活用した子ども向け無料開放の実施</li> <li>◎乳幼児向けプログラムの充実</li> </ul>
<p><b>集会施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎共用スペースでの自習環境の充実</li> <li>◎集会施設の空き室を活用した子ども向け無料開放の試行実施</li> </ul>	<p><b>スポーツ施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充</li> <li>◎体育館とプールの「一般使用」の子ども（未就学児、小・中学生、高校生世代）の利用料を無料化（7月～9月のプール除く）</li> <li>◎体育館の会議室等の無料開放の実施</li> </ul>

○上記に列挙した施設以外の一般区民施設やゆうゆう館においても、今後、子どもの意見を踏まえながら、活用可能な範囲において、子どもの居場所としての充実に取り組みます。

(3) 個別のニーズに応じた居場所づくり

＜基本的な考え方＞

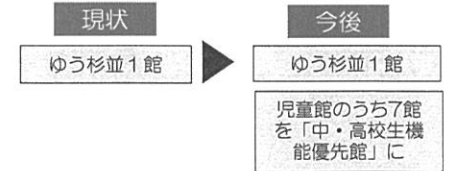
- 児童館などは、すべての子どもが利用しやすい環境となるよう、居場所の充実を図っていますが、一方で、子どもの個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりを進めることも大変重要な取組です。
- そのため、区では、以下の取組を行うことで、個別のニーズに応じた居場所づくりにも取り組んでいきます。

<p><b>障害のある子どもを対象とした居場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎放課後等デイサービスの充実</li> <li>◎障害児の中学生以降の居場所の整備</li> </ul>	<p><b>不登校の状態にある子どもを対象とした居場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎さざんかステップアップ教室の継続実施</li> <li>◎バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したオンラインの居場所の充実</li> <li>◎区立小・中での校内別室指導支援事業の継続実施</li> <li>◎学びの多様化学校の設置に向けた検討</li> </ul>
<p><b>生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎子どもの学習支援・居場所事業を区内3か所で実施するとともに、実施回数を拡充</li> </ul>	<p><b>外国籍や外国につながる子どもを対象とした居場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎多文化共生拠点の整備に向けた取組</li> <li>◎子ども日本語教室の充実に向けた検討</li> </ul>
<p><b>要保護・要支援児童を対象とした居場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎子どもイブニングステイ事業の実施</li> </ul>	

中・高校生の居場所 (主な取組項目)

中・高校生機能優先児童館の整備

- 存置又は整備する児童館施設を活用し、7地域に1館ずつ、中・高校生機能優先児童館を整備します。
- 整備に当たっては、当事者である中・高校生の意見を聞きながら、機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行していきます。



コミュニティふらっとでの中・高校生の居場所事業

- 令和7年（2025年）4月開設予定のコミュニティふらっと高円寺南で、中・高校生世代が予約なしで優先的に、ラウンジや多目的室等を使用できる曜日・時間帯を設けます。



中学校部活動

- 部活動指導員の配置や民間事業者の活用をしながら、教員ではなく地域が主体となり指導・運営を行う部活動を実施します。
- 一部の中学校で、複数校の生徒が1つの拠点に集う「拠点校方式の合同部活動」を実施します。
- 地域との連携を模索し、多様な地域クラブ活動の確保に向けた方策を検討します。





## 第1章 はじめに

### <基本方針策定の趣旨・背景>

○区では、昭和40年代から平成にかけて概ね小学校区に1館整備してきた児童館や平成9年（1997年）に整備した児童青少年センターの運営を通じて、子どもの居場所を展開してきました。また、平成26年度（2014年度）以降は、「児童館の再編整備の取組」を中心に、子どもの居場所づくりを進めてきました。

○しかし、児童館の廃止を伴う児童館再編の取組には、様々なご意見があったことから、令和4年（2022年）10月、原則としてこの取組を一旦休止し、改めて児童館再編の取組の検証を行うこととしました。

○令和5年（2023年）9月に取りまとめた検証結果においては、児童館の基本的な機能・役割は、新たな居場所で概ね引き継がれているものの、学校になじめない子どもへの対応をはじめ様々な課題があることや、学校内の居場所には見られない「児童館ならではの特性」があることも確認できました。

○また、子どもの居場所を取り巻く状況は、共働き世帯の増加や少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、子どもの居場所に対するニーズが複雑・多様化しているほか、児童虐待や不登校件数の増加など、子どもが安心して過ごすことができる居場所のより一層の充実が求められています。

○こうした中で、国は、子どもの最善の利益等の基本理念を定め、地方自治体に対して、子ども施策に子どもの意見を反映させるための措置を義務付ける「こども基本法」を制定したほか、子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示す「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。

○区の基本構想で定める子ども分野の将来像を実現するには、このような状況の変化を踏まえ、子どもの権利を保障し、当事者である子どもの声を聴きながら、従来の子ども対象の施設のみにとらわれることなく、また、地域住民をはじめとした多様な担い手の力も発揮してもらえよう、より良い子どもの居場所のあり方を定めることが必要であることから、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しました。

### <基本方針の位置付け>

○基本方針は、今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な視点、取組の方向性を提示するものであり、区の部門別計画や個別事業のうち、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして位置付け、基本方針に基づく取組の実施に当たっては、実行計画等で具体化を図ります。

○杉並区基本構想の見直しや子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

### <対象とする子どもの範囲>

○歳から18歳までの子どもを対象とします。  
※18歳以上の若者の居場所や支援のあり方に関しては、別途検討していきます。

### <子どもの居場所とは>

**（子どもの居場所の定義）**  
子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンライン含む）全般を指すものとします。（区の取組対象は、第3章<第3章・第4章で区の取組の対象とする居場所の範囲>のとおり。）

**（子どもの意見聴取の結果から見えてきたこと）**  
当事者の子どものニーズを明らかにするため、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」「子どもワークショップ」を実施し、その結果から、以下のことが見えてきました。

- ・今後地域には、子どもが成長段階等に応じて、選択可能な多様な居場所が必要であること
- ・子ども専用の施設のほか、既存の地域資源である公園、集会施設などの一般区民施設を、子どもの視点から見直し、可能な範囲において、子どもの居場所として充実を図っていく必要があること
- ・子どもの居場所になり得ている民間活動に携わる者に対しても、居場所に求められる基本的な事項を遵守するよう、周知に努める必要があること など

### <子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること>

- 子どもの居場所に関係するすべての大人が留意すべき視点を定めました。
- ・子どもの心身の安全が確保され、安心して過ごすことができる場とすること
  - ・子どもの思い、考え、意見を尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを考えること
  - ・子どもの品位を傷つけたり、身体的暴力、心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長や発達を支えること
  - ・子どもは権利の主体であり、意見を聴かれる権利など子どもの権利について関心と理解を深めること

## 第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

### <第3章・第4章で区の取組の対象とする居場所の範囲>

- 子どもの居場所となることを目的としている施設・事業  
児童館、放課後等居場所事業、校庭開放（遊びと憩いの場事業）、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザ など
- 子どもが利用する一般区民施設  
公園、図書館、スポーツ施設、地域区民センター、コミュニティふらっと など
- 民間活動で区が補助等を行っている子どもの居場所となることを目的としている施設・事業  
つどいの広場、放課後等デイサービス

### <子どもの居場所づくりの理念>

- （1）子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します
- （2）子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映します
- （3）子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します

### <子どもの居場所づくりを行う上での基本的な4つの視点>

- 視点1 子ども成長過程に応じた居場所づくりを進めます
- 視点2 子どもの居場所となっている一般区民施設を子どもの視点から見直します
- 視点3 個別のニーズに応じた居場所づくりを進めます
- 視点4 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進します

### <区の今後の取組の方向性>

- （1）子どもの成長過程に応じた居場所づくり
  - ①すべての子どもを対象にした居場所（児童館）
  - ②小学生の居場所
  - ③中・高校生の居場所
  - ④乳幼児の居場所
- （2）公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実
- （3）個別のニーズに応じた居場所づくり

詳細は、「今後の取組の方向性」を参照

## 第4章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

### <多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進>

○区民や地域団体、民間事業者等の多様な担い手による子どもの居場所づくりや居場所の運営を支援していきます。

- ・公民連携プラットフォームを活用した取組の推進
- ・子ども食堂への支援の充実
- ・児童館を活用した多様な担い手による居場所づくりへの支援 など

### <子どもの権利保障の推進のための普及啓発>

○すべての子どもの居場所において、子どもの権利が保障されるよう、子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

- ・子どもの居場所に従事する職員の育成による職員の資質向上
- ・子どもの居場所に関わる大人が子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等の作成、子どもの権利に関する出張講座等の実施

### <子どもと居場所をつなぐ情報発信>

○居場所を必要とする子どもがその場所を知ることができ、容易にアクセスできるよう、子どもと居場所がつながる環境を整えます。

- ・居場所の特徴や対象年齢等の情報をまとめた「子どもの居場所マップ」の作成・周知
- ・子どもの居場所ネットワークでの情報共有と情報発信 など

### <子どもの居場所ネットワーク>

○地域にある様々な居場所同士の連携を図り、子どもが必要とするときに居場所や関係機関につながる事ができる地域づくりを目指します。

- ・児童館を事務局とした、公民による子どもの居場所ネットワークの構築

### <子どもの居場所づくりの推進体制>

○基本方針に定める取組の実現に向けては、子どもの特性や成長過程に応じて、様々な部門が一丸となる必要があるため、組織横断的な連携を図りながら、子どもの居場所づくりの取組を進めます。

○学校施設を活用した子どもの居場所づくりを進めるにあたっては、子ども家庭部門と教育部門がこれまでも増して連携できる推進体制を整えます。



## 家賃助成及び転居費用助成制度の創設について

区では、住宅に困窮する低額所得者が地域で安定した生活を送れるよう、区営住宅の提供を行っていますが、区営住宅へ入居を希望する区民は多く、希望者すべてが入居できる状況にありません。加えて、家賃負担の軽減や住環境の改善のために転居を希望しても、転居に要する初期費用を準備できず、転居できない区民が一定数存在するなど、低額所得者をはじめとした住宅確保要配慮者への支援が課題となっています。

一方、民間賃貸住宅の空き室等は増えていることから、民間の住宅ストックを有効活用した支援策として、杉並区実行計画（令和6年～8年度）に定めたとおり、家賃助成制度を創設するとともに、併せて転居費用助成制度を創設しましたので報告します。

### 1 家賃助成制度について

希望しても区営住宅に入居できない世帯のうち、区営住宅の優遇抽選の対象としているひとり親世帯（配偶者等がない者が18歳未満の子どものみと同居している世帯）及び多子世帯（18歳未満の子ども3人以上と同居している世帯）を対象に、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成し、安定した居住を支援する。

#### (1) 助成対象

①以下のすべてに該当する世帯を対象とする。

- ひとり親世帯もしくは多子世帯であること
- 区内に2年以上居住していること
- 当該助成金申請の前年度に区営住宅に申し込み、落選していること
- 世帯の所得が月収21万4千円以下であること（区営住宅の入居条件と同額）

※区営住宅に当選し、空き室待ち登録となった場合でも、登録期間内（毎年9月1日から翌8月31日）に住宅のあっせんがなかった場合は対象とする。

②上記に該当する場合であっても、以下の場合は対象外とする。

- 住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助により家賃が減額された住宅に居住している場合
- 社宅、従業員寮等の企業の福利厚生目的のための住宅に居住している場合
- 1年未満の短期間契約の住宅に居住している場合
- 生活保護法に規定する住宅扶助費等の公的な給付等を受けている場合

#### (2) 助成対象経費

助成対象世帯の構成員が賃貸借契約を締結している民間賃貸住宅に係る家賃

#### (3) 助成金額

年間30万円

※助成金額は4月から翌3月までの賃貸借契約の期間内で決定する。

#### (4) 助成限度

1世帯年間30万円 2回まで

#### (5) その他

単年度で、かつ一括での支払を行うことから、当該助成金については、所得税法上一時所得として取り扱われ、年間50万円までは所得から特別控除される。

## 2 転居費用助成制度について

住宅確保要配慮者が住環境改善や家賃負担の軽減等のために区内で転居する際に要する初期費用等を助成し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な転居を支援する。

### (1) 助成対象

①以下のすべてに該当する世帯を対象とする。

○民間賃貸住宅に居住する住宅確保要配慮者であること

○区内に2年以上居住していること

○世帯の所得が月収15万8千円以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯にあっては、月収21万4千円以下）であること（区営住宅の入居条件と同額）

②上記に該当する場合であっても、以下の場合は対象外とする。

○居住支援協議会による仲介手数料、家賃等債務保証料の一部助成、及び国の制度である転居に係る住居確保給付金を受給している場合

○生活保護法に規定する住宅扶助費等の公的な給付等を受けている場合

### (2) 助成対象経費

○区内の民間賃貸住宅へ転居する際に係る初期費用（敷金、家賃、共益費分を除く）

○転居先への家財の運搬費用

### (3) 助成金額

単身世帯：上限15万円 2人以上の世帯：上限20万円

※特定財源：生活支援付すまい確保事業補助金

（補助率）：都1/2 補助金限度額：400万円

### (4) 助成限度

1回

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 3月 要綱制定

4月 制度開始

# 高齢者「中等度難聴」補聴器助成（流れ）

R7.2.20

時期：令和6年4月より開始

金額：補聴器片耳1台分で4万円が上限。一回限り。診察代等は対象外

対象：65歳以上の聴覚障害に該当しない中等度難聴（両耳40dB以上）の方

※身体障害者手帳の聴覚障害に該当する聴力目安

「両耳が70dB以上」あるいは「片耳が90dB以上かつもう片耳が50dB以上」

聴覚障害に該当する場合、福祉総務課 障害者福祉係にご相談ください

## 【助成対象例】

左耳が70dB、右耳が50dB ⇒ ○

左耳が80dB、右耳が50dB ⇒ ○

○：助成対象

左耳が90dB、右耳が50dB ⇒ ×

左耳が70dB、右耳が80dB ⇒ ×

×：聴覚障害に該当する可能性あり

⇒福祉総務課にご相談ください

助成対象になる・ならないに関わらず、医療機関で診察代等がかかりますが診察代等の補助はありません。

高齢者

耳鼻科への受診  
両耳40dB以上  
(ただし聴覚障害非該当)

高齢者

市への申請  
添付で「医師の意見書」

蕨市

決定と通知（請求書も送付）

高齢者

補聴器店で購入  
領収書と保証書（写し）  
を添付し市に請求書提出

蕨市

確定と指定口座への振込

40dB以上の目安  
「できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない」、「テレビのボリュームを大きくしないと聞こえない」、「周囲の人が何を話しているのか分からない」

補聴器の購入はこれ以降となります。  
・決定年度内に購入して請求  
・事前購入や聴力が該当にならないものは助成対象になりません。



(1) 制度開始に至るまでの経過や社会的状況、市民からの要望について

県内他市でも実施している補聴器助成制度について、市議会でも質問があり、市民からの要望として署名などをいただいた。

そういった中で、令和元年に国が策定した認知症施策推進大綱では、認知症の予防法や治療法、ケア技術等の研究開発を進めていくことが示され、その中では、難聴について認知症の危険因子の一つとされ、今後、予防効果の研究を進めていくとされた。市として、難聴により会話が繋がらないなどのコミュニケーション不足や、外出控えなどにより、認知症の発症リスクにおいて少なからず影響があるものと考え、令和5年の市長選で、市長マニフェストの1つとして掲げ、令和6年度より事業を開始した。

(2) 補助を利用している人数について（昨年度と今年度）

(3) 昨年度の補助金額について

令和6年度の実績としては、申請112件、決定111件、助成件数95件  
3,761,300円を補助

令和7年度の実績としては、9月末現在、申請44件、決定44件、助成件数28件  
1,120,000円を補助しています。

(4) 利用者やその家族の反応はどうか

補聴器は高いので、ありがたいといった声や、この制度で耳鼻科の診断を受けたところ、障害者手帳に該当するということで、障害者手帳の取得にいたった方が少なからずいます。

また、補聴器は購入までに一定期間のお試しをしますが、そこで補聴器をつけても効果が少ないということで購入にいたっていない事例も散見されます

(申請・決定と助成件数の差異はこのあたりにあると推察しています)

(5) アンケートや聞き取りはしているか

制度設計にあたり、アンケートや聞き取りは実施していません。

また、利用者に対して事後アンケートなども実施していません。



(6) 申請から補聴器助成までの期間はどのくらいか

補助金のため、申請→市の決定→購入・請求という流れである必要があります。

申請から市の決定は1～2週間程度で実施されますが、購入・請求については、前述のとおりお試し期間を経る方などもあり、早い方は2週間、遅い方で2か月後に請求される場合があります。

(7) 改善すべき点や課題があれば伺いたい

課題ではありませんが、注意すべき点として、①市の決定前の購入は対象外としたこと、②補助制度であるため決定年度内に購入・請求が必要な点があります

特に①に関しては、制度創設が決まっているのであれば、早めの周知が必要となりますが、予算の議会成立前の制度周知は難しいため、その点について苦勞しました。



対 象 者：身体障害者手帳の聴覚障害に該当しない40 デシベル（※）以上から70 デシベル未満が聞こえない中等度難聴の方を対象

開始理由：市長マニフェストであり、WHO（世界保健機関）は、難聴者に対して補聴器の装用を推奨しています。特に、41dB 以上の難聴者に対しては補聴器の使用が推奨されているため。

補助内容：補聴器購入費の一部を助成（上限4万円。100円未満切り捨て）  
片耳1台限り

上限理由：聴覚障害に該当する場合、国から補装具費として補助対象となります。ご本人の状況（就労や学生）、聴力に応じて交付対象となる品が異なりますが、①個人で自由に選択できる幅がほとんどない（例えば、差額を負担するから高いものを購入などは出来ない。）、②所得に応じて1割負担がある

以上を勘案すると、上限4万円を超えると、中等度難聴の方に対する補助>聴覚障害に該当する方への支援となる可能性があるため、上限を4万円としました。

添付書類：耳鼻科を標ぼうする医師の診断であれば、可とし、ご本人および医療機関の負担を考慮し、聴力の検査結果など細かい部分の記載は不要としました。

そ の 他：助成金の性質上、申請・決定の年度内に購入・請求を対象。

また、市の決定前に購入したものは対象外としました。

※40 dB以上の目安

「できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない」、「テレビのボリュームを大きくしないと聞こえない」、「周囲の人が何を話しているのか分からない」



蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中等度の難聴により生活に困難を抱える高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、日常生活でのコミュニケーションを確保し、もって、認知機能の低下及び閉じこもりを予防し、積極的な社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

**第2条** 助成の対象となる者は、補聴器を必要とする者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請日において蕨市内に住所を有する満65歳以上の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師（以下「医師」という。）により補聴器の必要性を認められた者であること。
- (3) 補聴器の購入について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項に規定する補装具費の支給を受けることができない者であること。

(対象経費)

**第3条** 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する補聴器1台及びその付属品（以下「補聴器等」という。）の購入に要する費用（当該補聴器に係る診察に要する費用を除く。）とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に規定する補聴器であること。
- (2) 左右いずれかの耳に着用するものであること。

(助成金の額等)

**第4条** 助成金の額は、助成対象経費の額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、4万円を上限とする。

2 助成は、1回限りとする。

(申請)

**第5条** 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器等を購入する前に蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）により、医師の意見を記載した書面を添付し

て市長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の不交付を決定したときは、蕨市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補聴器等の購入及び助成金の請求)

**第7条** 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知に係る補聴器等を購入したときは、蕨市高齢者補聴器購入費助成金請求書(様式第4号)に当該補聴器等の購入に係る領収書の写し、保証書の写し等の購入品が確認できる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び交付)

**第8条** 市長は、前条の規定による蕨市高齢者補聴器購入費助成金請求書及び添付書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付額確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するとともに、当該助成金の交付を行うものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当したときは、第6条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 第7条の規定による蕨市高齢者補聴器購入費助成金請求書及び添付書類の提出を行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定め、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱及び蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）に定めるもののほか、蕨市高齢者補聴器購入費助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

蕨市長 あて

蕨市高齢者補聴器購入費助成金について下記のとおり申請します。

また、申請に当たり、助成対象要件の確認のため以下の個人情報の閲覧及び確認をすることに同意します。

住民基本台帳

聴覚障害による身体障害者手帳の取得状況及び補聴器支給の有無

記

申請者

フリガナ		生年月日	年 月 日( 歳)
氏名		電話番号	
住所	蕨市		

様式第2号 (第6条関係)

蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書

年 月 日

様

蕨市長

印

年 月 日付けで申請のありました蕨市高齢者補聴器購入費助成金につきましては、蕨市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補聴器購入費助成金は、補聴器の購入費用のうち40,000円を上限として交付します。
- 2 医療機器としての補聴器を購入してください。集音器は助成の対象外です。

# 杉並区家賃助成制度のご案内

前年度に優遇抽せんの方法で区営住宅に申し込み、あっせんを受けることができていないひとり親又は多子世帯対象に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。

## 1. 対象世帯

助成申請の前年度に優遇抽せんの方法で区営住宅に申し込み、あっせん受けることができていないひとり親世帯又は多子世帯

## 2. 助成要件

助成申請の年度において、次に掲げる要件を満たしている必要があります。

### 【主な要件】

- (1) 区営住宅の申込者資格要件を満たしていること（区内に2年以上住民登録していること、世帯の月額所得21万4,000円以下、など）
- (2) 世帯員が建物賃貸借契約を締結した区内の民間賃貸住宅に居住していること。
- (3) (2)の住居には、助成の対象となるひとり親世帯又は多子世帯のみが居住していること。（それ以外の同居者がいる場合は対象となりません。）

※ただし、以下の場合は対象外となります。

- ・家賃を滞納している場合
- ・居住している住宅の家賃を事業経費として計上している場合
- ・世帯員が暴力団関係者である場合
- ・住宅を所有している場合
- ・住民税等税金を滞納している場合
- ・生活保護などの公的な給付等を受けている場合

※現時点では対象外であっても、状況が変わった場合に対象となる可能性があります。

例)・生活保護が廃止になった。

- ・区営住宅の申し込み時点においては公営住宅に居住していたが、区営住宅のあっせんを受けられないため区内の民間賃貸住宅に転居した。

該当する場合は、住宅課にご連絡ください。

## 3. 助成金の額

**30万円/年**

※申請年度の途中で、賃貸借契約が終了する場合は、賃貸借契約の期間内で決定します。

(2万5千円×契約期間の月数)

居住している民間賃貸住宅の4月から翌3月までの家賃分を助成します。

(注) 家賃助成金は、1年度単位を1回として2回を超えて受給することはできません。

※申請方法等は裏面をご参照ください。

## 4. 申請方法

2. 助成要件に該当する方は、「杉並区家賃助成金交付申請書」(別添)に以下の必要書類を添えて杉並区都市整備部住宅課(西棟5階1番窓口)にご持参又は郵送してください。

### 【必要書類】

- (1) 建物賃貸借契約書その他関係書類の写し(申請年度中に賃貸借契約期間の終期が到来する場合は、終期以降は助成の対象外です。残額分再申請可。)

※以下(2)~(4)は(1)の同意欄にチェック及び署名をした場合は省略可能。

- (2) 住民票の写し(世帯全員・続柄記載、本籍・マイナンバー不要)

(注意) 外国籍の方は、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間の記載のあるもの

- (3) 世帯員全員の最新年度の課税証明書又は非課税証明書

- (4) 世帯全員の住民税納税証明書

(注)・区の審査の過程で、必要に応じて追加の確認資料を求める場合があります。

・郵送でのご提出の場合は、電話で確認させていただく場合があります。

《郵送での提出先》

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区役所住宅課管理係 あて

電話番号の記入  
をお忘れなく!



## 5. 申請の流れ



- (1) 申請者は、提出期限(通知文参照)までに上記4の書類を揃え、区に提出
- (2) 提出期限到来後、区は、資格審査の上、5月下旬~6月上旬に交付決定通知書又は不交付決定通知書を申請者宛に郵送
- (3) 申請者は、交付決定通知書に同封された助成金交付請求書に必要事項を記載し、区に提出(郵送可、請求時点までに支払いが完了している家賃の支払い証明書も添付)
- (4) 区は、請求を受けてから1か月程度で助成金を交付する

## 6. 注意事項

- ・杉並区家賃助成金は、所得税法上の課税所得になります。助成金を受け取った結果、税の申告が必要な場合があります。
- ・杉並区家賃助成金を受給した後は、毎月家賃の支払い状況を区に報告しなければなりません。この報告を怠った場合、区から助成金の返還を求めることがあります。

## 担当窓口

杉並区役所 都市整備部 住宅課管理係

区役所本庁 西棟 5階

電話：03-5307-0661

※受付時間：午前8時30分~午後17時00分 (※土日祝を除く)

